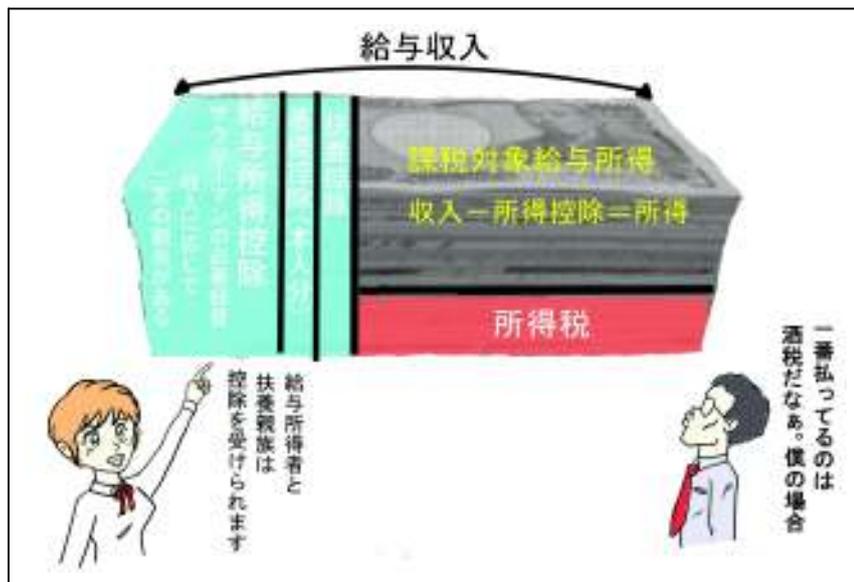


年末調整でどうなるの？

私達の給与から毎月税金が天引きされていますが、それは扶養者の増減や、収入から控除される生命保険料や社会保険料の有無などは想定されていません。それらをこの時期に申告する事により、支払うべき年税額を確定し、過不足額を精算するのが「年末調整」です。

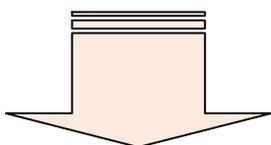
給与から源泉徴収される所得税

昨年までと変わったところ



- 定率減税が廃止されました。
- 国税（所得税）から地方税（住民税）への税源移譲が行われ、税率が改正されました。
- 損害保険料控除が改組され、対象が火災保険料から地震保険料に変わりました。
(経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約で、変更のないものについては控除を受けられます。)

必要な添付書類（例示）



年末調整で年税額を確定 ⇒ 12月給与で精算

- 所得・収入証明書、年金等の改定通知書
【大学生等を含め、所得のある者】
- 扶養申立書
【18歳以上の扶養親族で所得がない者】
- 住民票
【同居老親等、同居特別障害者】
- 送金を確認できるもの
【別居の扶養親族（一般）等】
- 保険料の証明書
【団体扱いでない個人で加入している保険】
- 借入金の年末残高等証明書
【住宅借入金等特別控除を受ける方】

